

令和 7 年国勢調査高知県実施本部設置要綱

（目的）

第 1 条 令和 7 年国勢調査（以下「国勢調査」という。）の実施に際し、円滑かつ効率的に遂行し、国勢調査に万全を期するため、令和 7 年国勢調査高知県実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 実施本部に本部長、副本部長、事務局長、事務局次長、班長及び班員をもって組織する。

2 実施本部の事務局は、産業振興推進部統計分析課に置く。

3 事務局に総務班、企画班及び審査班（第 1 班及び第 2 班）を置く。

（構成員）

第 3 条 本部長は、産業振興推進部長をもって充てる。

2 副本部長は、産業振興推進部副部長（総括）をもって充てる。

3 事務局長は、統計分析課長をもって充てる。

4 事務局次長は、統計分析課課長補佐をもって充てる。

5 班長及び班員は、産業振興推進部統計分析課の職員の中から事務局長が指名する。

（職務）

第 4 条 本部長は、実施本部を総括し、必要に応じて実施本部会議を招集する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 事務局長は、本部長の命を受け、国勢調査実施の総合企画及び運営に関する事務を統括する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理する。

5 班長及び班員は、事務局長の命を受け、班の事務を処理する。

（班の事務分掌）

第 5 条 各班は、それぞれ別表に掲げる事務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和8年3月31日をもって廃止する。

別表

総 務 班	1 庶務に関すること 2 予算及び経理に関すること 3 人事及び表彰に関すること 4 指導員、調査員の公務災害に関すること 5 他の班に属さない庶務的事項に関すること
企 画 班	1 調査実施の総合企画に関すること 2 国、市町村等関係機関との連絡調整に関すること 3 本部会議及び連絡会議に関すること 4 市町村事務打合せ会及び報告会の開催に関すること 5 指導員及び調査員の内申に関すること 6 市町村交付金に関すること 7 審査基準の策定に関すること 8 調査区に関すること 9 調査用品の収受及び発送に関すること 10 調査関係書類の提出に関すること 11 調査環境の整備に関すること 12 他部局（課）との連絡調整に関すること 13 調査結果の概数公表に関すること 14 事後調査に関すること 15 広報計画の企画及び実施に関すること 16 報道機関との連絡調整に関すること
審 査 班	1 市町村職員への助言及び指導員の指導に関すること 2 調査票等の審査及び集計に関すること 3 審査に係る調査関係書類の整理、保管に関すること